別添４

特定操縦技能審査結果報告書

（兼 特定操縦技能審査チェックリスト）

－飛行船－

　航空法施行規則第１６２条の１５の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 操縦技能審査員 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 氏名： |
| 現住所：〒電話番号：E-mail：所属（もしあれば）： |
| 〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕認定番号：認定年月日：　　　　年　　月　　日最近の操縦技能審査員定期講習修了日：　　　　年　　月　　日（※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日） |
| 被審査者(※実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合には航空身体検査証明に関する情報の記入は不要) | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 氏名： |
| 現住所：〒電話番号：E-mail：所属（もしあれば）： |
| 〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕資格：□定期　□事業用　□自家用　□准定期番号：第　　　　　　　　　　号　種類：□飛　□回　□滑　■船限定：（等級）　　　　　　　　　　（型式）他資格：□計器　□教育　□英語（有効期限：　　　　年　　月　　日）今回の審査前の操縦等可能期間の満了日：　　　　年　　月　　日 |
| 航空身体検査証明番号：第　　　　　　　　号　□第一種　□第二種航空身体検査証明有効期限：　　　　年　　月　　日条件事項： |
| 〔飛行経験等〕総飛行時間：　　　時間　　　分最近６月の総飛行時間：　　　時間　　　分 |
| 過去２年以内の安全講習会の受講　□無　□有（以下に最近の受講実績を記入）講習会名称：　　　　　　　　　　　　　　　受講日：　　　　年　　月　　日 |
| 特定操縦技能審査 | 審査実施日：　　　　年　　月　　日 |
| 審査を実施した空港等（※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所） |
| 審査に使用した機材（航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号）（※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日） |
| 実技審査の飛行経路：実技審査の飛行時間： |
| 審査結果：　□合格　　　　　　□不合格（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 操縦等可能期間満了日（合格した場合）　　　　年　　月　　日 |

添付書類

　□　特定操縦技能審査申請書の写し

　□　被審査者の技能証明書の写し（「規則第20号様式 12.技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）

　□　審査記録（チェックリスト等）※任意

　　　（※審査記録の提出は任意だが、少なくとも２年間の保存が必要であり、当局から提出を求められた場合は速やかに提出すること）

**口述審査**

**実施要領（○）　判定基準（➣）**

**1：運航に必要な知識**

□1－1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

**○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。**

**なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。**

➣特定操縦技能審査口述ガイダンス（「ガイダンス」という）「第１部　１－１．最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1－2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

**○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。**

➣ガイダンス「第２部　１－２．一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※質問した事項及び回答内容を記載すること。

□1－3 航空機事項等

**○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。**

➣ガイダンス「第２部　１－３．航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

**実技審査**

**実施要領（○）　判定基準（➣）**

**2：飛行前作業**

□2－1 証明書・書類

**○航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。**

**○耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。**

**○運用限界等指定書を確認させる。**

**○その他必要書類の有効性を確認する。**

**○航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。**

➣必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

　　所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□2－2 重量・重心位置等

**○審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。**

➣空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。（重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる）

**○使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。**

➣使用できる燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□2－3 航空情報・気象情報

**○必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。**

➣　航空情報を理解できる。

**○必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。**

➣　天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。

➣　各種（空港等、使用空域）の気象通報式の解読ができる。

➣　航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□2－4 飛行前点検

**○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。**

➣飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

**○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。**

➣点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➣上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**3：空港及び場周経路における運航**

□3－1 始動・試運転

**○始動及び試運転を行わせる。**

➣チェックリストの使用を　含む、飛行規程等に定めら　れた手順のとおり始動・試　運転が実施でき、

出発前の　確認を完了できること。制限事項を守れる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3－2 地上操作（マストオン及びマストオフを含む）

**○グランドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動を行わせる。**

※以下はマストオフから離陸まで　又は着陸後の接地からマストオン　までの実施要領

・ マストオフから離陸地点への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。

　・ 着陸後の接地からマストオンできる位置への移動を行わせ、移動速度はゆっくり歩く速さであること。

　・ハンドシグナル及び通信機を利用して、グランドクルーと綿密な連携を実施すること。

　・ ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。

・ 風向、風速の変動に対して船　　体をコントロールすること。　（風向に対してはラダーと左右発動機

推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）

➣安全に操作できること

➣発動機の使用法が適切であること。バラストを適切に調整できること

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容

□3－3 地上におけるウェイオフ

**○地上においてウェイオフを行わせる。**

・ 重量調整を行わせる。

* 船体が安定するようピッチ・トリム調整（バロネットによる）を実施すること。
* 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。（風向に対してはラダーと左右発動機推力差、

風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）

➣機体を安定させることができること

 ➣バラスト調整が適切にできること

➣静浮力とトリムを適切に決定できること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容

**4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止**

□4－1 通常の離陸（離水）及び上昇

□3－4 場周飛行及び後方乱気流の回避

**○所定の方法に従って場周経路を飛行させる。**

・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による。

・適切な見張りができること。

・ 速度は次の順位で上位のものを基準とする。

　　a 運航会社等の設定した速度　　b 製造者の推奨する速度　　c 受審者の決定した速度

➣場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。

➣飛行中の諸元は、 高度は±200フィート以内の変化であること。適切な速度が保持できること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行**

□4－1 無滑走離陸

**○所定の方式により滑走しないで離陸を行わせる。**

（船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。）

　(1) 常に風に正対し離陸すること　(2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。

➣ バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。

➣ 船体姿勢を制御できること。発動機の使用法が適切であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4－2 無滑走着陸

**○所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる**

（船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。）

・ 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。

・ ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。

・ 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。

➣ バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。

➣ 機首方向と高度の制御ができること。発動機の使用法が適切であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4－3 滑走離陸

**○所定の方式により滑走して離陸を行わせる**

・ 常に風に正対し離陸すること。

・ 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。

➣ バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。

➣ 機首方向を著しく変化させないこと。発動機の使用法が適切であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4－4 滑走着陸

**○所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる**

・ 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。

・ ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。

・ 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。

➣ バラスト調整が適切であること。適切にトリムできること。

➣ 着陸速度が適切であること。発動機の使用法が適切であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4－5 着陸復行

**○着陸進入中、着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。**

（別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。）

➣ 機を失せず安全に復行操作ができること。または質問事項に概ね答えられること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**5：基本的な計器による飛行**

□5－1 レーダー誘導による飛行

**○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。**

・被審査者に機位が不明となった状況を与える。

・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。

・500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。

・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

（注）高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➣所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➣誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➣飛行中の諸元は、高度は±100フィート、速度は±10ノット、針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時）以内の変化であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**6：飛行全般にわたる通常時の操作**

□6－1 通常操作

**○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。**

➣操縦に２人を要する航空機

・スタンダードコールアウトが実施できる。

・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➣１人で操縦できる航空機

　・規程等に従った操作ができる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**7：異常時及び緊急時に必要な知識**

□7－1 諸系統又は装置の故障

**○口述ガイダンス「第２部　７－１．諸系統又は装置の故障」に従って質問する。**

（実技審査により行うことも可能）

・離陸中止を含むものとする

➣質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**8：地上作業員との連携**

□8－1 地上作業員との連携

**○所定の方法により、地上作業員と連携して必要な飛行作業を行わせる。**

➣地上作業員と運航要領、手信号や合図の方法等打ち合わせが適切にでき、連携等が適宜緊密にできる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

**9：航空機乗組員間の連携**

（注）操縦に２人を要する飛行機に限る

□9－1 乗員間の連携等

**○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。**

➣乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

|  |
| --- |
| 総合判定　（全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載） |

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも２年間保存すること。